

資料 1

「スウェーデンにおける
DV対策について」

(琉球大学法科大学院
矢野恵美教授資料)

2021年11月5日（金）

第6回配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ

スウェーデンにおける DV対策について

琉球大学法科大学院／琉球大学ハラスメント相談支援センター

矢野恵美

リクエスト頂いた内容： スウェーデンの配偶者暴力防止法について

- 通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立が可能となる被害者の範囲の拡大について
- 通報や保護命令の在り方について
- 加害者更生のための指導及び支援の在り方について
- DV対応と児童虐待対応の連携について
- 逃げないDV対応について
- デートDVについて

スウェーデンにおけるDV対策の特徴

- 刑法にDV罪をもっている

- 「女性に対する暴力は犯罪です」という認識

- 悪いのは加害者であるという認識

が社会に浸透した

→副次的効果：刑務所にDV罪で受刑している人達がいる

＝処遇プログラムが実践できる

- ※移民への配慮

DV罪の創設

- 1998年の女性の安全法（1998年法律第393号）で創設
 - 1995年「女性暴力委員会」報告書『女性の安全』（1995：60）
- 女性の尊厳に対する「**継続する暴力**」の捕捉
 - 「点」で見る暴力から「線」で見る暴力へ
- 1984年には法律条文のジェンダー・ニュートラル化が行われていたが…

刑法におけるDV罪

刑法第4章第4条a

- 親しい関係にある、又はあった者に対して、繰り返し、刑法第3章（生命と健康に対する罪）、第4章（自由と平穏に対する罪）、第6章（性犯罪）もしくは第12章（損壊罪）、接近禁止に関する法律（1988年法律第688号）第24条（接近禁止命令違反）に基づく侵害行為を繰り返し行い、その者の完全性を侵害し、よって自尊心を著しく傷つけた場合には、重大な安全に対する侵害犯として6月以上6年以下の拘禁刑に処せられる。

= 児童虐待、親族内暴力、デートDV、女性から男性に対するDV、同性パートナー間DV

- 婚姻している、又は婚姻していた、同棲している、又は同棲していた男性が女性に対し、繰り返し、に基づく侵害行為を繰り返し行い、刑法第3章（生命と健康に対する罪）、第4章（自由と平穏に対する罪）、第6章（性犯罪）もしくは第12章（損壊罪）、接近禁止に関する法律（1988年法律第688号）第24条（接近禁止命令違反）その者の完全性を侵害し、よって自尊心を著しく傷つけた場合には、重大な女性の安全に対する侵害犯として6月以上6年以下の拘禁刑に処せられる。
- = 男性から女性に対するDV

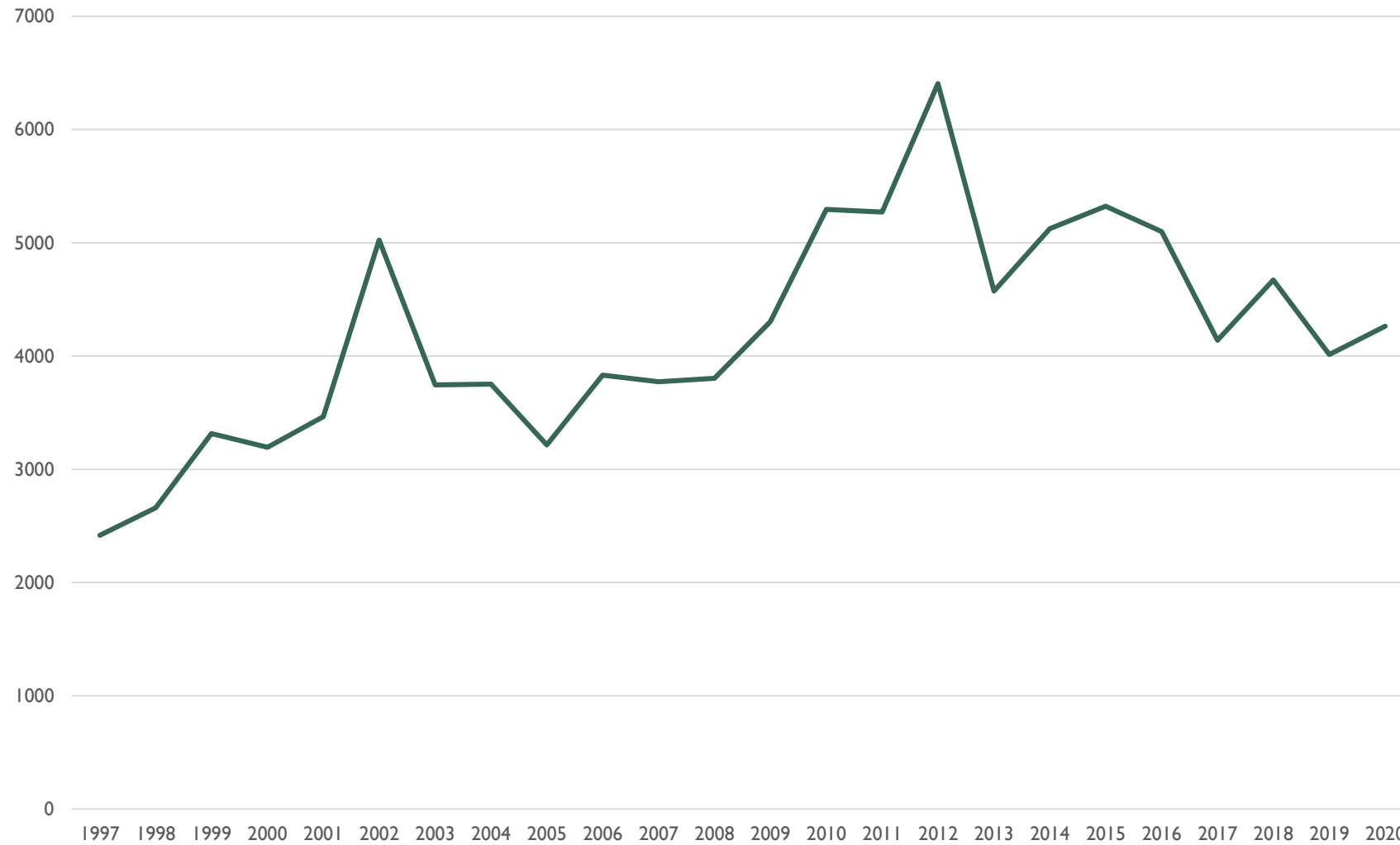
接近禁止に関する法律（1988年法律第688号）

- 元々の法律名は「訪問禁止法」
- 同居のケースは想定していないので「退去命令」にあたるものはなかった。
- ストーカー規制法も含んでおり、むしろこの部分が強化されている（2011年の法改正）→刑法に「違法な追跡罪」創設
- 判断は検察官→判断に不服の際は裁判所へ

■ 接触禁止法24条

電子監視を伴う接近禁止命令に違反した者は、2年以下の拘禁刑に処せられる。その他の接近禁止命令に違反した者は、接近禁止命令違反により、罰金又は1年以下の拘禁刑に処せられる。

訪問禁止違反（24条）認知件数



**電子監視付は
2019年16件
2020年4件**

接近禁止法（1988年法律第688号）

■ 条件

- 被害者に犯罪、つきまとい、深刻な嫌がらせ等をするリスクがある時
 - 被害者の生命、健康、自由、安全に対する罪を犯したかどうか特に配慮
- 接近禁止の理由が侵害を上回っている時のみ

接近禁止法（1988年法律第688号）

■ 内容

■ 訪問・連絡・つきまといの禁止

■ 共同住居に関する接近禁止

■ 拡大された接近禁止（他の人の家、職場、被害者が通常滞在する他の場所の近くに滞在することの禁止

接近禁止法（1988年法律第688号）

- 判断権者

- 検察官

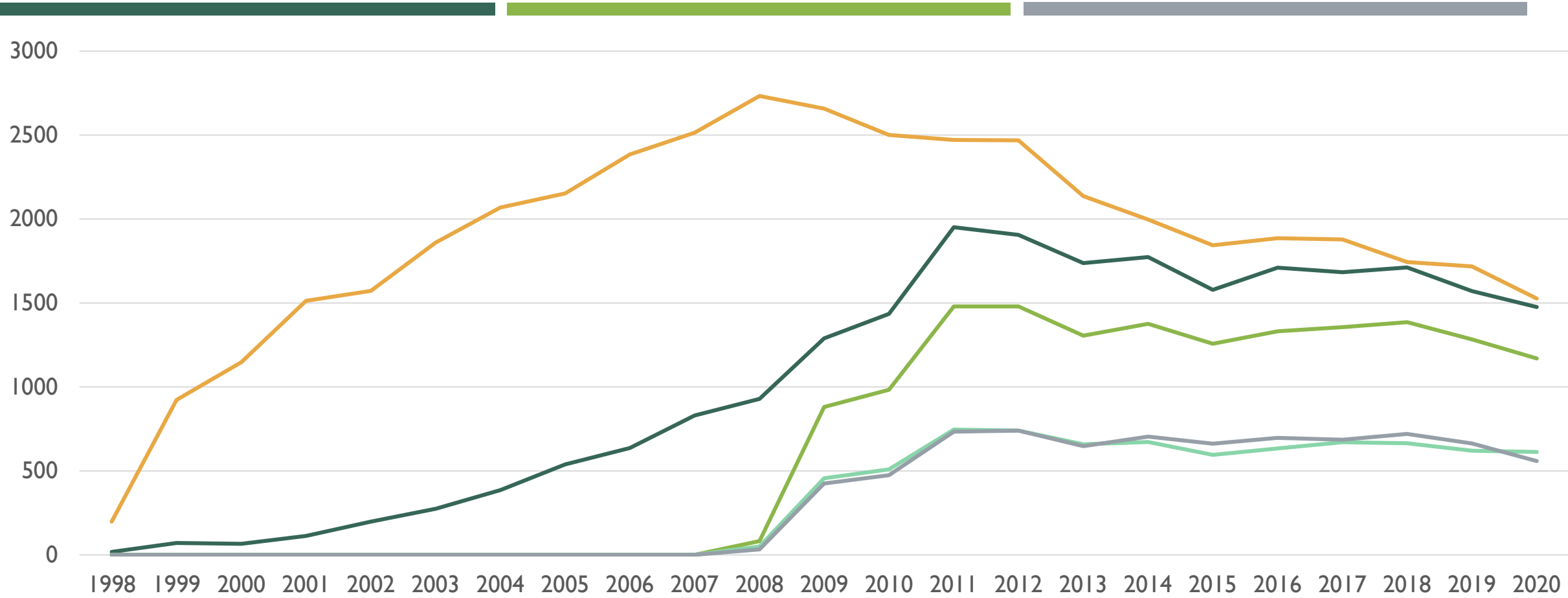
- 検察官の判断に不服の場合は裁判所

- 電子監視装置は警察が管理

DV罪の判断

- 裁判所に任される。
- リーディングケース：最高裁2003年5月2日 NJA 2003pp.144
 - 10か月の拘禁刑
 - 40000クローナの損害賠償
 - スウェーデンでは元々損害賠償も同一の法廷で審議される。スウェーデンにおける犯罪被害者給付金であってもむしろ家族間の場合は優先課題とされている。
- 大体、3回の行為が立証される必要があるというのが目安。

刑法4章4条a認知件数



- 重安全侵害罪 (4 a §)
- うち18歳未満の児童が被害者
- うち18歳未満の女子が被害者
- うち18歳未満の男子が被害者
- 重女性の安全侵害罪 (4 a §)

拘禁刑を言い渡された人数

	2000年	2010年	2020年
家庭内暴力	5人	73人	54人
DV	70人	224人	123人

DV罪と子どもへの配慮

- スウェーデンは共同親権
- 離婚しても子どもは両親の家を行き来するのが普通
- DVケースの場合：報告書『女性の安全法』
- 危機的状況にある女性は、受動的で自尊心が低く、子育てに対処することが困難であること、暴力に対する子どもの反応は、母親にも影響を与えることを挙げ、最悪の場合、息子は結局父親のパターンを採用し、劣化した女性観が世代から世代へと受け継がれていく
- 子どもの母親が子どもの父親から暴力を受けている場合には、子どもが父親と母親双方との良好な関係を維持するという原則は二の次になる
- 家庭内でDVがあることは、子どもの精神的な健康に非常に具体的なリスクをもたらす
- 父親が家族の誰かに暴力を振るった場合、裁判所は父親に親権やアクセス権を与える際に制限的な態度を取るべき
- 子どもの権利条約における「子どもの最善の利益」の考えは、上記の解釈を妨げない

→実際は…

刑事手続の際の配慮（捜査の初期段階から）

- 被害者国選弁護人制度
- 児童特別代理人制度

1997年10月のキャンペーン

- ストックホルム郡の地下鉄、通勤電車、バスに2週間ポスターが貼られた。
- 1995年に報告書『女性の安全』を出した「1993年女性に対する暴力委員会」の提案により「女性の安全オペレーション」が開始された。
- 「女性に対する暴力は可視化されなければならない」
- Prop. 1997/98:55 Kviinofrid 12頁、62頁

DV罪創設がもたらしたもの

- DVは犯罪だという認識＝悪いのは加害者
→周りの人もすぐに通報して良いという空気
- 保護観察、刑務所において「DVをした者（バタラー）」というカテゴリーで処遇をすることができた
 - 日本では、誰がDVをしたか基本的にはわからない
 - 日本のDVプログラムは自主参加＝届くべき人に届いていない

IDAPプログラム

- 2004年試行開始 2006年～
- 段階的に廃止
- 2012年：再犯率 IDAP受講者 15% IDAP非受講者 19%
- 2016年：再犯率 IDAP受講者 24%

※公開されている効果検証研究には方法論に問題があると指摘されているが、それでも効果が低すぎると結論付けられている

関係性暴力プログラム（RVP）

- 2017年～
- 認知行動療法
- 近親者への暴力で有罪となった男女
- 近親者：パートナー、元パートナー、子ども、継子、親、兄弟姉妹、又は家族と同一視できる友人
- 目標：近親者暴力の再発防止
- 個別プログラム：各クライアントの問題がマッピングされ、個々の治療計画が作成される。
- テーマ：「感情の安定」、「態度」、「人間関係のパターン」
- 人間関係における暴力を再発する危険因子に焦点を当てる。
- 1回60～90分 × 25～40回
- 刑務所で実施

DV防止プログラム（PREDOV）

- 2020年12月～
- 認知行動療法
- 性別、性自認、性的指向に関係なく、密接な関係（近親者）の中で暴力を使用した者（有罪にはなっていない）
- 人間関係における暴力の再発リスクの減少
- テーマ：「感情と人生のバランス」、「人間関係についての考えとルール」、「コミュニケーションと人間関係」
- 人間関係における暴力を再発する危険因子に焦点を当てる。
- 1回60～90分×22回
- 教育機関で実施

IDAPプログラムがもたらしたもの

- 刑務官におけるDVは他の暴力とは違うという認識
→ 受講終了までは家族に連絡、面会をさせない
= コントロールしてしまうから
- 関係修復だけがゴールではないという認識

まとめ

- DVの犯罪化によって、DVが犯罪であること、悪いのは加害者であること、誰でも通報して良いことが社会に浸透した。
- 但し、立法だけでは社会に浸透しない。広報と議論が必要。→教育
 - 「この報告書では、社会のいくつかの異なる分野に介入する施策を提案している。いくつかの分野で法改正を提案しているが、同時に、法律だけでは女性に対する暴力という社会問題を解決できないことにも留意している。」
- 現在は、「近親者への暴力」という関係性の中で起こる暴力としてまとめる傾向に進んでいる。
- 加害者を罰すれば良いわけでもなく、全員に効果のある更生プログラムはないが、**被害者が逃げるのではなく、加害者を変えなければDVは終わらない。**